

# お知らせ INFORMATION

## コロナウイルス感染症で影響を受けた事業所の皆さんへ

3月10日に政府が公表した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）において、事業活動の縮小や雇用への対応として、次の対策が盛り込まれました。  
詳しくは国のホームページをご覧ください。

### ◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html)

### ◆強力な資金繰り対策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

〈問い合わせ先〉

商工観光課 商工観光係  
☎ 45-2213

## マイナンバー通知カードが廃止されます

デジタル手続法の一部施行に伴い、今後、マイナンバー通知カードが廃止され、マイナンバーを証明できるものは主にマイナンバーカードやマイナンバーが記載された住民票となります。

5月25日以降、すでにお持ちの通知カードは、氏名や住所などの変更によりカードが住民票の内容と一致しない場合、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなりますのでご注意ください。  
※一致する場合のみ引き続き使用できます

### ◆この機会にマイナンバーカードを作りますか

町では、マイナンバーカードの申請を支援（写真撮影含む）していますので、お気軽に問い合わせください。

## ◆今後のマイナンバーカードの活用例

- ① 健康保険証として利用可能 ※令和3年3月（予定）
- ② マイナポイントを活用した消費活性化策
- ※9月実施予定
- ※マイナポイントの利用には予約（マイキーIDの設定）および申し込みが必要。町民税務課の窓口でID設定の支援をしています

### 〈申請・問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係  
☎ 45-2215

マイナンバー総合ダイヤル  
☎ 0120-95-0178

## 工業統計調査を実施します

総務省・経済産業省では、全国の工業の実態を明らかにするため、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に、令和2年6月1日を基準日に工業統計調査を実施します。  
調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

今後、県知事が委嘱した統計調査員が対象事業所を訪問し調査票を配布しますので、調査の趣旨や目的をご理解の上、回答をお願いします。  
〈問い合わせ先〉

企画情報課 情報政策係  
☎ 45-4536



## 「運転免許証自主返納支援事業」の対象が広がります！

道路交通法の改正により、運転免許の更新をせず失効した人も、運転経歴証明書を発行できるようになりました。

これに伴い、町が実施している運転免許証自主返納支援事業の対象者については、免許が失効した人を含め、運転経歴証明書が発行された65歳以上の人であれば対象となります。

支援事業の申請を希望する人は問い合わせください。

### 〈申請・問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係 ☎ 45-2215

## 有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

- ◆大きさ 1 枠当たり縦4.0cm×横8.5cm
- ◆掲載料 1 枠当たり5,000円/月

### 〈問い合わせ先〉

企画情報課・情報政策係 ☎ 45-4536

### 水道メーター検針再開のお知らせ

冬期間中止していたメーター検針を4月から再開します。毎月20日～22日に検針員が検針を行いますので、メーターボックス周辺の片付けをお願いします。

#### ◆冬期間の水道料金

9月～11月分の使用水量の平均で納めていただいた12月～3月分の水道料金は、4月の検針結果に基づき、過不足分を精算します。

※漏水などにより水道料金が高額になった際は、一部減免できる場合があります

#### ◆次のような場合は届け出を

- ◎水道・下水道の使用を開始したいとき、やめたいとき（届出は5営業日前までにお願いします）
- ◎長期不在になるとき
- ◎世帯人数に変更があるとき（転入・転出・出生・死亡等）
- ◎使用者（または所有者）名義の人が亡くなった、または転居したとき

### かたくり鑑賞会・人足イベント中止のお知らせ

広報にしあいつ4月号の「集落支援だより」内で紹介した「かたくり鑑賞会」および「人足イベント」について、新型コロナウイルス感染症予防のため、今年は中止することになりましたので、お知らせします。

なお、奥川地区・小屋集落内のかたくり群生地は例年通り開放しています。

#### 〈問い合わせ先〉

奥川支所  
☎49-20001

### 狂犬病予防注射（集団）の料金が変わります

町が毎年実施している狂犬病予防注射（集団）の注射料金が次のとおり変わります。

#### 〈変更後〉

2700円

- ◎水道・下水道使用料金を口座振替にしたい、または振替口座を変更したいとき
- ◎水道・下水道を新たに投入したいとき

#### 〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係  
☎45-4534

### 漏水などによる水道料金の減免

水道管の凍結や老朽化などによる漏水が原因で水道使用料金が高額になった場合、町指定給水工事業者による漏水修理を行い、減免申請をすることで、水道料金の減免措置を受けられます。

#### ◆減免の対象となるもの

- ◎地下漏水など（給水管破裂、接合不良、メーター接合不良、壁の中などの容易に発見できない給水管破裂など）
- ◎不凍水抜栓の不良による漏水（接合不良、パッキン不良など）
- ◎特殊器具および高架タンクの給水設備の器具不良による漏水

- ◎凍結に伴う給水管破裂による漏水（積雪のため漏水箇所が容易に見えない場合に限り）
- ◎不凍水抜栓の操作不良による漏水（半開閉など）

※故意に給水装置を損傷した場合や、漏水の事実を知りながら修理を怠っていた場合などは対象となりません

#### ◆減免となる料金

メーター検針で分かった水量から、前年同時期の使用水量または前3カ月平均水量のいずれか少ない方を差し引いた水量の2分の1を免除します。免除する期間は最高4カ月までです。

#### ◆減免の申請方法

減免申請書などは町指定給水工事業者を通じて作成することとなりますので、施工業者に相談ください。

#### ◆町指定給水工事業者

町ホームページをご覧ください

#### 〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係  
☎45-4534

### 農作業中の事故に注意

毎年、小型・大型特殊自動車（農耕作業車）の死亡事故が発生しています。死亡事故で一番多いのは、乗用トラクターの転倒事故です。

農耕作業車を運転する際は次のことを心掛けましょう。

- ◎安全キャップ・安全フレームを付けましょう
- ◎車両点検・修理をしてから作業しましょう
- ◎危険箇所を確認し、注意標識などを付けましょう
- ◎慌てず、焦らず、気を抜かず作業しましょう

このほか、トラクターにロータリーなどのアタッチメントを装着する場合、車幅をよく確認し、対向車との接触事故防止に努めてください。

また、装着したまま路上を走行する場合はロータリーを停止させましょう。

#### 〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係  
☎45-4531

### 農作物の凍霜害に注意

これからの時期は、降霜による凍霜害の恐れがあります。被害を防ぐため、防災無線などで注意を呼び掛けますので適切な対策で農作物被害を未然に防ぎましょう。

#### 〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係  
☎45-4531

### 山火事防止「守りたい森と未来を 炎から」

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になりました。火災はちょっとした不注意から発生します。山に入ったときは、たき火をしたり、たばこの吸い殻を投げ捨てたりしないようにしてください。



※町が交付する注射済証の料金は変わりません

#### 〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係  
☎45-2215

### 住宅などへの「再生可能エネルギー」導入を支援

町では、自然と共生する美しく快適なまちづくりの推進を目的に、「再生可能エネルギー」設備等設置事業補助金による再生可能エネルギー設備の導入を支援しています。なお、補助金を受けるには、工事開始前の申請が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは問い合わせください。

#### ◆補助対象者

太陽光発電や風力発電、バイオマス燃料ストーブなどの設備を設置予定で、町税などの滞納がない人または法人

#### ◆補助対象施設

町内の一般住宅、事業所、農業用施設

#### ◆補助金額

- ①太陽光発電Ⅱ発電容量1誌当たり3万円（上限12万円）
- ②太陽熱利用（給湯システム・ソーラーシステム等）Ⅱ工事費の10割（上限5万円）
- ③風力発電・小水力発電Ⅱ工事費の10割（上限10万円）
- ④バイオマス燃料ストーブ（1台当たり5万円以上のもの、煙突などの工事費を含む）Ⅱ購入費・工事費の3分の1（上限10万円）
- ⑤雪氷熱利用Ⅱ工事費の10割（上限10万円）

#### 〈問い合わせ先〉

企画情報課 情報政策係  
☎45-4536

### 自動車税の納期限は5月31日

自動車税は、県民の皆さんの福祉の増進、教育などに使われている大切な税金です。納期限までに忘れずに納付してください。

#### ◆納期限

6月1日（月）

#### ◆注意点

4月1日現在の所有者に課税されます。領収書に継続検査（車検）用の納税証明書が付いていますので、大切に保管してください。

#### ◆納付場所

最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、インターネットを利用したクレジットカード払いなどにより納付してください。本年度より「LINE Pay」の請求書支払いも利用できます。

なお、クレジットカードで納付した場合、領収書および納税証明書が発行されませんので、必要な場合は問い合わせください。

#### ◆自動車税の減免申請

障害者手帳を所持している人のために使う自動車で、一定の要件に該当する場合は申請により減免されます。

#### ◆自動車税の減免申請期限

6月1日（月）

#### 〈申請・問い合わせ先〉

会津地方振興局 県税部  
課税第二課  
☎0242-29-5261

